



平成 29 年 5 月 23 日

各 位

会 社 名 ダイヤモンド電機株式会社
代表者名 代表取締役社長 CEO 小野 有理
(コード番号 6895 東証第二部)
問合せ先 執行役員 CFO 徳原 英真
(TEL 06-6302-8141)

株式併合、単元株式数の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 5 月 22 日開催の取締役会において、単元株式数の変更及び定款の一部変更について決議いたしました。併せて、平成 29 年 6 月 23 日開催予定の第 78 期定時株主総会に、株式併合について議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式の併合

(1) 株式併合を行う理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、上場する国内会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を 100 株に統一することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの主旨を尊重し、当社普通株式の売買単位を、現在の 1,000 株から 100 株に変更するとともに、単元株式数の変更後においても、全国取引所が望ましいとする投資単位の水準（5 万円以上 50 万円未満）とするために、株式の併合を行うものであります。

(2) 株式併合の内容

① 併合する株式の種類

普通株式

② 併合の方法・比率

平成 29 年 10 月 1 日（日）を効力発生日とし、平成 29 年 9 月 30 日（土）の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式数を基準に、普通株式 5 株につき 1 株の割合で併合いたします。

③ 併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成 29 年 3 月 31 日現在）	9,149,400 株
株式併合により減少する株式数	7,319,520 株
株式併合後の発行済株式総数	1,829,880 株

(注)「株式併合により減少する株式数」及び「株式併合後の発行済株式総数」は、併合前の発行済株式数及び株式の併合割合に基づき算出した理論値です。なお、当社は新株予約権を発行しておりません。

(3) 減少する株主数

本株式併合を行った場合、5株未満の株式を所有の株主様86名(そのご所有株式数の合計は105株)が株主たる地位を失うこととなります。なお、本株式併合の効力発生日までは、会社法第194条第1項及び当社定款第10条の定めにより、所有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを当社に請求することができるとともに、会社法第192条第1項の定めにより、その単元未満株式を買い取ることを当社に請求することができます。

<株主構成>

所有株式数	株主数 (割合)	所有株式数 (割合)
総株主	737名 (100.0%)	9,149,400株 (100.0%)
5株未満所有株主	86名 (11.7%)	105株 (0.0%)
5株以上所有株主	651名 (88.3%)	9,149,295株 (100.0%)

(4) 1株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第235条の定めにより、一括して売却処分し、その売却代金を端数が生じた株主様に対して端数の割合に応じてお支払いいたします。

(5) 株式併合の条件

平成29年6月23日開催予定の当社第78期定時株主総会で、本株式併合に係る議案が承認可決されることを条件といたします。

2. 単元株式数の変更

(1) 単元株式数の変更を必要とする理由

上記「1. (1) 株式併合を行う理由」に記載のとおり、全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の主旨を尊重し、単元株式数を1,000株から100株に変更するものであります。

(2) 変更の内容

平成29年10月1日(日)をもちまして、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(注) 上記の変更にあたり、本株式併合及び単元株式変更の効力発生日は平成29年10月1日からとなりますが、株式売買後の振替手続きの関係で、東京証券取引所における売買単位1,000株から100株に変更される日は平成29年9月27日となります。

3. 定款の一部変更

(1) 変更の目的

①上記1. 及び2. に記載のとおり単元株式数及び発行可能株式総数を変更するものであります。

なお、第6条及び第8条の普通株式に関する変更につきましては、株式併合の効力発生日である平成29年10月1日をもって効力が発生する旨の附則を設け、同日の経過をもって本附則を削除するものといたします。

②当社は、今後の経営の安定化を図るべく平成26年7月31日発行のA種優先株式を取得し消却するべく、本日付で「資本準備金の額の減少に関するお知らせ」を別途開示しております。

今後、第6条、第8条、第12条の2、第12条の3、第12条の4、第12条の5、第12条の6、第12条の7及び第19条の2におけるA種優先株式に関する条項の変更は、A種優先株式を取得、消却することを条件に効力が発生します。その期限は平成29年10月1日とし、同日においてA種優先株式が消却されていることを条件に附則を設け、同日の経過をもってこれを削除するものといたします。

(下線部が変更部分)

現行定款	変更後の定款案
<p>第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、<u>3,650万株</u>とし、<u>各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次の通りとする。</u></p> <p>普通株式 3,650万株 A種優先株式 150株</p>	<p>第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、<u>730万株</u>とする。</p>
<p>第8条（単元株式数） 当社の単元株式数は、普通株式につき <u>1,000株</u>とし、A種優先株式につき1株とする。</p>	<p>第8条（単元株式数） 当社の単元株式数は、普通株式につき <u>100株</u>とする。</p>
<p><u>第2章の2 A種優先株式</u> <u>第12条の2（優先配当金）</u> 1. 当社は、<u>剰余金の配当（A種優先中間配当金（本条第5項に定義する。以下同じ。）を除く。）を行うときは、当該配当にかかる基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）またはA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種優先株式1株につき本条第2項に定める額の剰余金（以下「A種優先配当金」という。）を配当する。ただし、当該配当にかかる基準日を含む事業年度に属する日を基準日として、A種優先配当金の全部または一部の配当（本条第3項に定める累積未払A種優先配当金の配当を除き、A種優先中間配当金を含む。）がすでに行われているときは、かかる配当の累積額を控除した額とする。</u> 2. <u>A種優先配当金の額は、1株につき710,000円とする。</u> 3. <u>ある事業年度に属する日を基準日として、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して支払う1株あたり剰余金の配当（以下に定める累積未払A種優先配当金の配当を除き、A種優先中間配当金を含む。）の額の合計額が当該事業年度にかかるA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、当該事業年度の翌事業年度の初日（同日を含む。）以降、実際に支払われた日（同日を含む。）まで、年率7.1%（以下「A種優先配当率」という。）で1年毎の複利計算により累</u></p>	<p>(削除) (削除)</p>

積する。なお、当該計算は、1年を365日とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。累積した不足額（以下「累積未払A種優先配当金」という。）については、A種優先配当金、A種優先中間配当金および普通株主若しくは普通登録株式質権者に対する配当金に先立って、これをA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して支払う。

4. A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先配当金を超えて剰余金を配当しない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当または当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

5. 当社は、毎年9月30日を基準日として剰余金の配当を行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき当該基準日の属する事業年度におけるA種優先配当金の額の2分の1に相当する額（1円に満たない金額は切り上げる。）（以下「A種優先中間配当金」という。）を配当する。

第12条の3（剰余財産の分配）

（削除）

1. 当社は、剰余財産を分配するときは、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株あたりの剰余財産分配価額として、以下の算式に基づいて算定される額（以下「基準価格」という）を支払う。

2. A種優先株式1株あたりの剰余財産分配額は、ものとする。

（基準価額算式）

1株あたりの剰余財産分配価額

= 10,000,000円 + 累積未払A種優先配当金 + 前事業年度未払A種優先配当金 + 当事業年度未払優先配当金額

上記算式における「累積未払A種優先配当金」は、

残余財産分配がなされる日（以下「残余財産分配日」という。）を実際に支払われた日として、前条第3項に従い計算される額の合計額とし、「前事業年度未払A種優先配当金」は、基準日の如何にかかわらず、残余財産分配日の属する事業年度の前事業年度（以下本条において「前事業年度」という。）にかかるA種優先配当金のうち、残余財産分配日までに実際に支払われていないA種優先配当金がある場合における当該前事業年度にかかるA種優先配当金の不足額（ただし、累積未払A種優先配当金に含まれる場合を除く。）とし、また、「当事業年度未払優先配当金額」は、10,000,000 円にA種優先配当率を乗じて算出した金額について、残余財産分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）以降、残余財産分配日（同日を含む。）までの期間の実日数につき日割計算により算出される金額（ただし、残余財産分配日が平成27年3月31日に終了する事業年度に属する場合は、710,000 円）から、残余財産分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）以降に支払われたA種優先中間配当金がある場合におけるA種優先中間配当金の額を控除した金額とする。

なお、当該計算は、1年を365日とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。

3. A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、本条に定めるほか残余財産の分配を行わない。

第12条の4（議決権）

（削除）

A種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会（種類株主総会を含む。）において議決権を有しない。

第12条の5（金銭を対価とする取得請求権）

（削除）

1. A種優先株主は、当会社に対し、平成26年8月1日以降いつでも、金銭を対価としてA種優先株式の全部または一部を取得することを請求することができる（当該請求をした日を、以下「金銭対価取得請求権取得日」という。）当会社は、この請求がなされた場合には、A種優先株式の全部または一部を取得するのと引換えに、金銭対価取

得請求権取得日における会社法第461条第2項所定の分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、金銭対価取得請求権取得日に、A種優先株主に対して、次項に定める取得価額の金銭の交付を行うものとする。ただし、分配可能額を超えてA種優先株主から取得請求があった場合、取得すべきA種優先株式は取得請求される株数に応じた比例按分の方法により決定する。

2. A種優先株式1株あたりの取得価額は、第12条の3第2項に定める基準価額算式に従って計算される。なお、本項の取得価額を算出する場合は、第12条の3第2項に定める基準価額の計算における「残余財産分配日」を「金銭対価取得請求権取得日」と読み替えて、基準価額を計算する。

第12条の6（金銭を対価とする取得条項）

(削除)

1. 当社は、平成27年7月31日以降の日で当社の取締役会が別に定める日が到来したときは、当該日において、A種優先株主またはA種登録株式質権者の意思にかかわらず、法令上可能な範囲で、次項に定める取得価額の金銭の交付と引換えにA種優先株式の全部または一部を取得することができる（以下当該取得を行う日を「金銭対価取得条項取得日」という。）。なお、一部取得するときは、比例按分またはその他当社の取締役会が定める合理的な方法による。

2. A種優先株式1株あたりの取得価額は、第12条の3第2項に定める基準価額算式に従って計算される。なお、本項の取得価額を算出する場合は、第12条の3第2項に定める基準価額の計算における「残余財産分配日」を「金銭対価取得条項取得日」と読み替えて、基準価額を計算する。

第12条の7（普通株式を対価とする取得請求権）

(削除)

A種優先株主は、当社に対し、本条第(1)号に定める取得を請求することができる期間中、本条第(2)号に定める条件で、普通株式を対価としてA種優先株式を取得することを請求することができる。

(1) 取得を請求することができる期間

平成26年8月1日以降

(2) 取得と引換えに交付すべき財産

- 1) 当社は、A種優先株主が取得請求権を行使し

た場合、当該A種優先株主の有するA種優先株式を取得するのと引換えに、当該A種優先株主に対して、次に定める条件により当会社の普通株式を交付する（以下当該取得を行う日を「普通株式対価取得請求権取得日」という。）。なお、A種優先株主に交付される普通株式数の算出に際し、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとし、会社法第167条第3項に定める金銭による調整は行わない。

(算式)

A種優先株式の取得と引換えに交付する当会社の普通株式の数
= (A種優先株主が取得を請求したA種優先株式の第12条の3第2項に定める基準価額の総額)
÷ 転換価額

なお、上記の基準価額の算出においては、第12条の3第2項に定める基準価額の計算における「残余財産分配日」を「普通株式対価取得請求権取得日」と読み替えて、基準価額を計算する。

2) 転換価額

イ 当初転換価額

当初転換価額は、342円とする。

ロ 転換価額の修正

転換価額は、平成27年1月31日以降の毎年7月31日および1月31日（以下それぞれ「転換価額修正日」という。）に、転換価額修正日における時価の95%に相当する金額（以下「修正後転換価額」という。）に修正されるものとする。ただし、修正後転換価額が当初転換価額の50%（以下「下限転換価額」という。）を下回るときは、修正後転換価額は下限転換価額とする。なお、転換価額が、下記ハにより調整された場合には、下限転換価額についても同様の調整を行うものとする。

上記「時価」とは、当該転換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）における普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。

ハ 転換価額の調整

(a) 当社は、A種優先株式の発行後、下記(b)

に掲げる各事由により普通株式数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)をもって転換価額(上記ロに基づく修正後の転換価額を含む。)を調整する。

調整後転換価額

＝ 調整前転換価額×(既発行普通株式数+(交付普通株式数×1株あたりの払込金額)÷時価)÷(既発行普通株式数+交付普通株式数)

転換価額調整式で使用する「既発行普通株式数」は、普通株主に下記(b)(i)ないし(iv)の各取引に係る基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に下記(b)または(d)に基づき交付普通株式数とみなされた普通株式のうち未だ交付されていない普通株式の数を加えた数とする。

転換価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、普通株式の株式分割が行われる場合には、株式分割により増加する普通株式数(基準日における当社の有する普通株式に関して増加した普通株式数を含まない。)とし、普通株式の併合が行われる場合には、株式の併合により減少する普通株式数(効力発生日における当社の有する普通株式に関して減少した普通株式数を含まない。)を負の値で表示して使用するものとする。

転換価額調整式で使用する「1株あたりの払込金額」は、下記(b)(i)の場合は当該払込金額(金銭以外の財産を出資の目的とする場合には適正な評価額、無償割当ての場合は0円とする。)、下記(b)(ii)および(iv)の場合は0円とし、下記(b)(iii)の場合は取得請求権付株式等(下記(b)(iii)に定義する。)の交付に際して払込みその他の対価関係にある支払がなされた額(時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得、転換、交換または行使に際して取得請求権付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得、転換、交換または行使に際して交付される普通株式の

数で除した金額（下記(b)(iii)において「対価」という。）とする。

(b) 転換価額調整式によりA種優先株式の転換価額の調整を行う場合およびその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(i) 下記(c)(ii)に定める時価を下回る払込金額をもって普通株式を交付する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、当会社の交付した取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本ハにおいて同じ。）の取得と引換えに交付する場合または普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本ハにおいて同じ。）その他の証券若しくは権利の転換、交換または行使により交付する場合を除く。）調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）または無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、当会社の普通株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためまたは無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

(ii) 普通株式の株式分割をする場合

調整後の転換価額は、普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

(iii) 取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権であって、その取得と引換えに下記(c)(ii)に定める時価を下回る対価をもって普通株式を交付する定めがあるものを交付する場合（無償割当ての場合を含む。）、または下記(c)(ii)に定める時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券若しくは権利を交付する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後の転換価額は、交付される取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権、または新株予約権その他の証券若しくは権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で取得、転換、交換または行使され普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、交付される

日または無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、普通株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためまたは無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、取得、転換、交換または行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で交付されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で取得、転換、交換または行使され普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

(iv) 普通株式の併合をする場合

調整後の転換価額は、株式の併合の効力発生日以降これを適用する。

(c) (i) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

(ii) 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東証における普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。

(d) 上記(b)に定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合に該当すると当会社取締役会が合理的に判断するときには、当会社は、必要な転換価額の調整を行う。

(i) 当会社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部または一部の承継、または他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために転換価額の調整を必要とするとき。

(ii) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(iii) その他当会社の発行済普通株式の株式数の変更または変更の可能性の生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

(e) 転換価額調整式により算出された調整後転換価

額と調整前転換価額との差額が1円未満の場合は、転換価額の調整は行わないものとする。ただし、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。

(f) 上記(a)ないし(e)により転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額およびその適用の日その他必要な事項を株主名簿に記載された各A種優先株主に通知する。ただし、その適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

(3)取得請求受付場所

大阪府大阪市淀川区塚本1丁目15番27号

ダイヤモンド電機株式会社

(4)取得の効力発生

取得請求書が本条第(3)号に記載する取得請求受付場所に到着したときに、当社は、A種優先株式を取得し、当該取得請求をした株主は、当社がその取得と引換えに交付すべき普通株式の株主となる。

第3章 株主総会

第19条の2 (種類株主総会)

1. 第15条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会についてこれを準用する。
2. 第16条、第17条、第18条第1項および第19条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。
3. 第18条第2項の規定は、会社法第324条第2項の定めによる種類株主総会の決議にこれを準用する。

(新設)

第3章 株主総会

(削除)

附則

(株式併合に係る定款一部変更の効力発生日)
第6条(発行可能株式総数)および第8条(単元株式数)の普通株式に関する条項の変更は、平成29年10月1日をもって効力を生じるものとする。なお、本附則は、同日をもってこれを削除する。

(新設)	附則 (A種優先株式に係る定款一部変更の効力発生日) <u>第6条、第8条、第12条の2、第12条の3、第12条の4、第12条の5、第12条の6、第12条の7及び第19条の2におけるA種優先株式に関する条項の変更は、A種優先株式を取得、消却することを条件に効力を生じるものとし、その期限は平成29年10月1日とする。なお、本附則は、同日をもってこれを削除する。</u>
------	--

4. 今後の日程

取締役会開催日	平成29年5月22日
定時株主総会開催日	平成29年6月23日(予定)
株式併合の効力発生日	平成29年10月1日(予定)
単元株式数変更の効力発生日	平成29年10月1日(予定)
発行可能株式総数の効力発生日	平成29年10月1日(予定)
株主様宛株式併合割当通知の発送	平成29年11月上旬(予定)
株式の処分代金の支払い開始	平成29年12月上旬(予定)

(注) 上記のとおり、本株式併合及び単元株式数変更の効力発生日は平成29年10月1日ですが、株式の売買後の振替手続きの関係で、東京証券取引所における売買単位が1,000株から100株に変更される日は平成29年9月28日となります。

以上

(添付資料)

【ご参考】 株式併合及び単元株式数の変更に関するQ&A

【ご参考】

株式併合及び単元株式数の変更に関するQ&A

Q 1 株式併合とはどのようなことですか。

A. 株式併合とは、複数の株式を合わせてそれより少ない数の株式にすることです。今回当行では、5株を1株に併合いたします。

Q 2 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

A. 単元株式数の変更とは、株主総会での議決権の単位及び証券取引所において売買の単位となっている株式数を変更するものです。今回当行では、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

Q 3 株式併合、単元株式数の変更の目的は何ですか。

A. 東京証券取引所をはじめとする全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、平成30年10月までに国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。これは投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上を目指しているものであり、当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この主旨を尊重し、当株式の売買単位である単元株式数を現在の1,000株から100株に変更することといたしました。併せて、当社株式について、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5万円以上50万円未満）とすることを目的として、株式併合（5株を1株に併合）を実施いたします。

Q 4 所有株式数や議決権数はどのようになるのですか。

A. 株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成29年9月30日の最終の株主名簿に記録された株式数に5分の1を乗じた株式数（1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てます。）となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数100株につき1個となります。具体的には、株式併合及び単元株式数の変更の効力発生日前後で、ご所有株式数及び議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式
例①	5,000株	5個	1,000株	10個	なし
例②	1,100株	1個	220株	2個	なし
例③	1,003株	1個	200株	2個	0.6株
例④	800株	なし	160株	1個	なし
例⑤	432株	なし	86株	なし	0.4株
例⑥	4株	なし	なし	なし	0.8株

- ・例①に該当する株主様は、特段のお手続きはございません。
- ・例②、例④、例⑤に発生する単元未満株式（例②は20株、例④は60株、例⑤は86株）につきましては、ご希望により、「単元未満株式の買取」または「単元未満株式の買増し」制度がご利用できます。

- ・例③、例⑤、例⑥に発生する端数株式の取扱いにつきましては後記Q4をご参照ください。
 - ・効力発生前のご所有株式数が5株未満（例⑥）の株主様は、株主併合によりすべてのご所有株式が端数株式になり、当社株式の保有機会を失うことになります。
- なお、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買取」または「単元未満株式の買増」制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的なお手続きについては、お取引の証券会社または当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q5 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響を与えないのですか。

A. 株式併合の前後で、会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、株主様のご所有の当行株式の資産価値に影響が生じることはありません。

株式併合後においては、ご所有の株式数は併合前の5分の1となりますが、逆に1株当たりの純資産額は併合前の5倍となります。

また、株価につきましても、理論上は併合前の5倍となります。

Q6 受け取る配当金額はどうなりますか。

A. 今回の株式併合により株主様のご所有株式数は5分の1となりますが、株式併合の効力発生日後においては、併合割合を勘案して1株当たりの配当金を設定させていただく予定ですので、業績変動その他の要因を別にすれば、株式併合を理由として株主様の受取配当金額の変動はありません。

ただし、株式併合により生じた端数株式につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。

Q7 端数株式が生じないようにする方法はありますか。

A. 株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買取」または「単元未満株式の買増」制度をご利用いただくことにより、端数株式が生じないようにすることが可能です。

具体的なお手続きについては、お取引の証券会社または後記の当行株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q8 株式併合後も単元未満株式の買取りや買増しは可能ですか。

A. 株式併合の効力発生前と同様、株式併合後も、市場での売買ができない単元未満株式を所有されている株主様は、「単元未満株式の買取」または「単元未満株式の買増」制度をご利用いただけます。

具体的なお手続きについては、お取引の証券会社または後記の当行株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q9 株主は何か手続きをしなければならないのですか。

A. 株主様にお願いする特段のお手続きはございません。

Q10 今後の具体的なスケジュールはどのようになっていますか。

A. 次のとおり予定しております。

平成29年6月23日	定時株主総会決議日
平成29年9月26日	1,000株単位での売買最終日
平成29年9月27日	100株単位での売買開始日
平成29年10月1日	株式併合、単元株式数の変更、発行可能株式総数変更の効力発生日

【お問い合わせ先】 株式併合及び単元株式数の変更に関してご不明な点がございましたら、お取引のある証券会社又は、下記の株主名簿管理人までお問い合わせください。

当社の株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

〒168-0063

東京都杉並区和泉2丁目8番4号

電話 :0120-782-031 (フリーダイヤル)

受付時間 :平日 9時~17時 (土日、祝日を除く)

以 上